

政令第 号

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第十二条中「掲げるものは」の下に「、つくば市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際湖沼水質保全特別措置法の規定により茨城県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの政令の施行の日前に同法の規定により茨城県知事に対してなされた届出で、同日以後においてつくば市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては

、つくば市長のした処分その他の行為又はつくば市長に対してなされた届出とみなす。

## 理 由

湖沼の水質の保全に関し、地域の実情に即した行政の推進を図るため、湖沼水質保全特別措置法に規定する都道府県知事の権限の一部を委任する市の市長として、つくば市長を追加する必要があるからである。